

交付申請時提出書類一覧表

【補助区分A（第1号要件）による交付申請】

対象設備	対象住宅	補助金額
家庭用燃料電池（エネファーム） 太陽熱利用システム（強制循環型）	【既存住宅】	上限 5万円
蓄電システム※	【既存住宅】	上限 5万円 ※蓄電システム＋太陽光発電設備は上限10万円
V2H充電設備	【既存住宅】	上限 5万円
地中熱利用システム	【既存住宅】【新築住宅】	上限 20万円

※蓄電システムと併せて太陽光発電設備を設置する場合、区分B（第2号要件）をご確認ください。

提出書類一覧

No.	提出書類	摘要	申請者 確認欄	市 確認欄
1	交付申請書(様式第1号)	ホームページからダウンロードしてください。 ・必ず申請者本人名義の口座を振込先として指定してください。		
3	県補助事業の確定通知書の写し	「埼玉県住宅における省エネ・再エネ設備導入支援事業補助金」の 確定通知書 の写しを提出してください。		
4	住宅の全景写真	省エネ設備が設置された建物の全体写真		
5	省エネ設備が設置されていることが確認できる写真	省エネ設備の設置状況が確認できる写真 (① 設備全景 + ② 型式記載箇所の拡大写真)		
6	補助事業の領収書又はリース契約書の写し	・契約事業者（販売業者）名と領収日が確認できるものを添付してください。 なお、工事総額の領収書しか発行されない場合、総額のうち省エネ設備の設置費用が確認できる内訳書等の写しについても添付してください。 ・リース契約により補助事業を行う場合はリース契約書を添付してください。		
7	省エネ設備の仕様書又はカタログ等	製造メーカー、機種、品番、仕様等の詳細が確認できるもの		

※注意事項

- 予算額に達するまで先着順で受付を行います。
なお、環境課 計画担当（〒365-8601 鴻巣市中央1-1）へ郵送によりご提出ください。
- 提出書類は、No.1～No.7の順に揃えて提出してください。